

公益社団法人 日本気象学会
ジュニア国際学術交流小倉助成規程

制定 令和7年（2025年）3月10日

1 目的

本規程は、我が国の中学校・高等学校あるいは高等専門学校（1～3学年）の生徒（以下、生徒という。）が、国内外において実施される国際学術研究集会等において行う発表を通じ、気象学、大気科学に係わる海外の研究者との学術交流を奨励し、大気や気象に対する興味や探究心を深めることを目的として、小倉義光・正子基金より助成する。

2 対象

前項の目的に合致した国際学術研究集会等（以下、国際学術研究集会という。）における生徒の研究発表に対して、以下の対象者の旅費もしくは滞在費の一部または全額の助成を行う。

- (1) 当該国際学術研究集会において発表を行う生徒
- (2) 発表を行う生徒を引率する者（以下、引率者という。）。ただし、引率者は日本気象学会会員でなくてはならない。
- (3) 助成を受けることができるのは、一つの申請について発表者2名と引率者1名までとする。
- (4) 他機関による助成を受けている場合は、本助成の対象としない。

3 応募

助成に対する応募については、引率者が、教育と普及委員会（以下、「委員会」という。）に申請する。申請には、委員会が指定した様式を用いる。

4 選考

- (1) 委員会は、助成金の受領者の選考を行い、その結果を理事会に報告する。
- (2) 委員会は、選考にあたって、学識経験者よりなる選考委員会を設けることができる。
- (3) 応募の申請者の関係者は、選考に加わるできない。

5 助成金受領者の義務

助成金を受領した引率者は、当該活動終了後 30 日以内に、委員会に報告書を提出するとともに、当該活動の概要を記した記事を「天気」に投稿しなければならない。また、助成金を受領した生徒は、日本気象学会が主催するジュニアセッションにその結果を報告しなければならない。ただし、日本気象学会の主催大会において発表する場合は、ジュニアセッションでの発表に代えることができる。

6 規程の改廃は委員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。

附 則

- 1 この規程は令和7年（2025年）3月10日より施行する。